

審査ニュース 169号

請求レセプトの審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、保険者からの疑義および、疑義照会により摘要欄への照会内容の記載の必要な事例、突合点検の結果からの思わぬ事例についてご紹介します。

レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

キチンと調剤し、請求したつもりが査定（請求薬局または医療機関に対し）・返戻される場合があります。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審（請求通り）」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審（請求通り）」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

- ・複数の同一銘柄の組合せによる処方事例の取り扱いについて
- ・突合点検の結果による医科及び薬局の査定事例について
- ・レセプト摘要欄にコメントが必要な事例について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

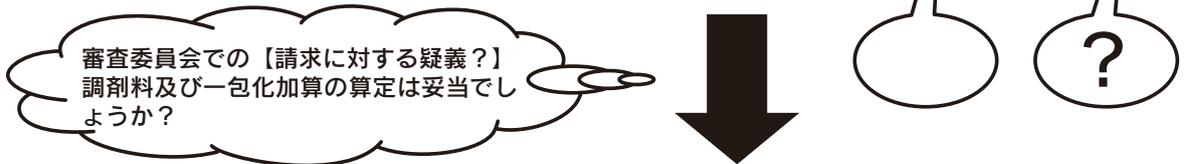
事例1 (査定事例)

〈処方〉

- | | | | | |
|----------|----|------|--------|------|
| ① A錠10m | 1錠 | 1日1回 | 就寝前服用 | 30日分 |
| ② B錠500m | 6錠 | | | |
| C錠 | 3錠 | 1日3回 | 毎食後服用 | 17日分 |
| ③ B錠500m | 4錠 | | | |
| C錠 | 2錠 | 1日2回 | 朝夕食後服用 | 13日分 |
- ②服用後③服用 <一包化>

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・10	7・10	A錠10mg 1錠 【内服】1日1回 就寝前	10	30	81	300	
2	1	7・10	7・10	B錠500mg 6錠 C錠 3錠 【内服】1日3回 毎食後	12	17	71	204	包
3	1	7・10	7・10	B錠500mg 4錠 C錠 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	8	13	59	104	包64
摘要									



※No2とNo3は複数の同一銘柄の組合せで服用するタイミングが異なる処方となっています。
同一銘柄で服用するタイミングが異なる処方の場合は一連の処方と考えることから、本事例においてはNo2を服用後No3を服用する一連の処方となります。また、処方に一包化の指示がありますが、本事例においては一包化加算の算定要件を満たしていないため一包化を行ったとしても加算点数は算定できません。

〈審査結果〉※査定処理

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・10	7・10	A錠10mg 1錠 【内服】1日1回 就寝前	10	30	81	300	
2	1	7・10	7・10	B錠500mg 6錠 C錠 3錠 【内服】1日3回 毎食後	12	17	71 81	204	包
3	1	7・10	7・10	B錠500mg 4錠 C錠 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	8	13	59 0	104	包64 0
摘要									

〈疑義とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・10	7・10	A錠10mg 1錠 【内服】1日1回 就寝前	10	30	81	300	
2	1	7・10	7・10	B錠500mg 6錠 C錠 3錠 【内服】1日3回 毎食後	12	17	81	204	
3	1	7・10	7・10	B錠500mg 4錠 C錠 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	8	13		104	
摘要									

事例2 (突合の結果及び医科の申し立てにより薬局が査定となった事例)

〈処方〉

A錠 20mg 1錠
 B錠 5mg 1錠
 C錠 75mg 1錠 1日1回 朝食後服用 14日分

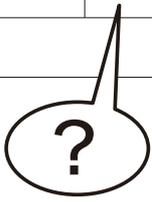
※7/2、7/16、7/30 処方箋を3回応需

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・2 7・16 7・30	7・2 7・16 7・30	A錠20mg 1錠 B錠 5mg 1錠 C錠 75mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後服用	36	14	63 63 63	462 462 462	包64 包64 包64
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 突合点検によりA錠に対する傷病名の記載が無い為、A錠の薬剤料並びに一包化加算を医科診療報酬より減額の通知を致しました。薬剤料については医科了解済み。しかしながら一包化については、『指示をしていないし、確認も無かった』ので一包化加算の医科からの減額については不同意とのことです。算定はいかがでしょうか?





〈審査結果〉 A錠の薬剤料については医科の報酬より減額。
 一包化加算については処方箋に「一包化」の指示が無いこと、疑義照会により「医師の了解」の確認が不透明なため、薬局の請求を査定（薬局了解済み）。

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・2 7・16 7・30	7・2 7・16 7・30	A錠20mg 1錠 B錠 5mg 1錠 C錠 75mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後服用	36	14	63 63 63	462 462 462	包64 包64 包64 0
摘要									

※医科レセプトで傷病名、治療目的が明記されていない場合は、医科審査の中で“薬局分”の請求（薬剤料、技術料）が「医科診療報酬」の審査対象（減額査定）になる可能性があります。本事例においては、突合点検により傷病名の記載漏れが原因で「薬剤料、一包化加算」の取り扱いが問題となりました。

審査においては、摘要欄への記載の有無が問題となります。トラブルを防ぐためにも「摘要欄」への記載が必要だと考えさせられた事例でした。

〈薬局の責とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	7・2 7・16 7・30	7・2 7・16 7・30	A錠20mg 1錠 B錠 5mg 1錠 C錠 75mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後服用	36	14	63 63 63	462 462 462	包64 包64 包64
摘要 ○月○日、****医師に一包化の了解済み									

審査ニュース

事例3 (摘要欄に記載が無いため査定事例)

〈処方〉

A錠 50mg 1錠 1日1回 朝食後服用 10日分
 B錠 100mg 2錠 1日1回 朝食後服用 5日分
 <A錠を服用後B錠を服用>

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・10	6・10	A錠10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	5	10	47	50	
2	1	6・10	6・10	B錠100mg 2錠 【内服】1日1回 朝食後	6	5	25	30	
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 摘要欄に何も記載がありませんが 調剤料の算定はいかがでしょうか?



※No1とNo2は異なる銘柄で服用するタイミングが異なる処方となっています。

しかしながら、審査においては、処方箋に服用法の指示があるにもかかわらず摘要欄にその旨の記載が無いため、1剤の処方とみなします。後日、審査結果に対し、服用方法の記載を付記して不服申し立てがありました。再度査定となりました。

〈審査結果〉※査定処理

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・10	6・10	A錠10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	5	10	47	50	
2	1	6・10	6・10	B錠100mg 2錠 【内服】1日1回 朝食後	6	5	25 0	30	
摘要									

〈疑義とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・10	6・10	A錠10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	5	10	47	50	
2	1	6・10	6・10	B錠100mg 2錠 【内服】1日1回 朝食後	6	5	25	30	
摘要	A錠を服用後B錠を服用								

<支払基金の「突合点検」結果について>

処方箋内容		投与日数	保険薬局の誤請求内容		投与日数	誤請求理由	保険薬局への査定内容	査定事由
			メチコパール錠500 μ g 0.5mg	3錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			オパルモン錠5 μ g	3錠				
			ムコサールドライシロップ1.5%	1.6g		処方箋なし	全て0 (病名突合)	A
			ジェニナック錠200mg	2錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			バルトレックス錠500 500mg	2錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			アラセナA軟膏3%	5g				
			ホクナリンテープ1mg	14枚		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			リウマトレックスカプセル2mg	6C		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
クレナフィン爪外用液	3.56g		クレナフィン爪外用液	6g		数量入力誤り	3.56gに査定	C
レボフロキサシン錠500mg「DSEP」	2錠		レボフロキサシン錠500mg「DSEP」	3錠		数量入力誤り	2錠に査定	B
			ニナラアルマリン酸塩錠5mg「ファイザー」	2錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ニフェジピンCR錠20mg「日医工」	2錠				

査 定 事 由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他